

# 松本市 令和6年度障害児通所支援事業 集団指導資料

- 1 令和6年度報酬改定の概要と運営上の留意点
- 2 人員基準上の留意点
- 3 その他、運営上の留意点
- 4 報酬請求上の留意点

松本市こども部こども福祉課  
相談・支援担当

# 1 令和6年度報酬改定の概要と運営上の留意点～時間区分の創設～

## ① 時間区分の創設 【対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス】

### 【改定後】

＜児童発達支援センター（障害児）＞ 定員30人以下  
時間区分1（30分以上1時間30分以下） 1104単位/日  
時間区分2（1時間30分超 3時間以下） 1131単位/日  
時間区分3（ 3時間超 5時間以下） 1184単位/日

＜児童発達支援事業所（障害児）＞ 定員10人以下  
時間区分1（30分以上1時間30分以下） 901単位/日  
時間区分2（1時間30分超 3時間以下） 928単位/日  
時間区分3（ 3時間超 5時間以下） 980単位/日

＜放課後等デイサービス（障害児）＞ 定員10人以下  
時間区分1（30分以上1時間30分以下） 574単位/日  
時間区分2（1時間30分超 3時間以下） 609単位/日  
時間区分3（ 3時間超 5時間以下） 666単位/日

※放デイの時間区分3は学校休業日のみ算定可能 ※医療的ケア区分、利用定員、時間区分に応じて単位を設定

# 1 令和6年度報酬改定の概要と運営上の留意点～時間区分の創設～

## 【算定上の注意】

- (1) 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分が創設されました。
- (2) 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とし、5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行います。 ※平日の放課後等デイサービスについては、3時間を超える支援を同加算により評価を行います。
- (3) 「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とします。
- (4) 実際の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定します。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定します。個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、個別支援計画の見直し・変更をしてください。
- (5) 主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入されません。

# 1 令和6年度報酬改定の概要と運営上の留意点～延長支援加算～

## ② 延長支援加算 【対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス】

### 【改定後】

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間※1）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合 （職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者も可）を配置）

対象児/時間	1時間以上 2時間未満	2時間以上	30分以上 1時間未満
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重心児・医ケア児	192単位/日	256単位/日	128単位/日

（※1）放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間

（※2）延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

# 1 令和6年度報酬改定の概要と運営上の留意点～延長支援加算～

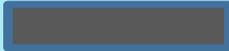
## < 時間区分と延長支援加算の具体的な取扱いについて >

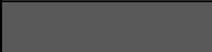
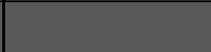
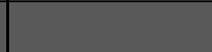
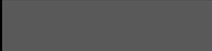
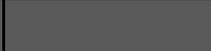
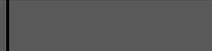
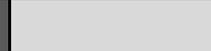
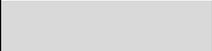
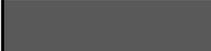
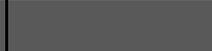
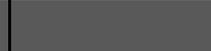
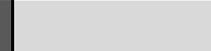
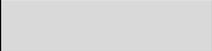
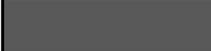
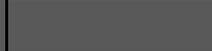
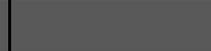
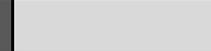
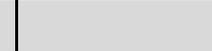
具体例

【個別支援計画の支援時間（放課後等デイ）】

営業時間：10：00～19：00

サービス提供時間：14：00～18：00

 …基本報酬  
 …延長支援加算

	10時～	11時～	12時～	13時～	14時～	15時～	16時～	17時～	18時～
利用児A									
利用児B									
利用児C									
利用児D									

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関する Q & A VOL.3 より抜粋

Q1 個別支援計画に位置付けた支援時間（例：14:00～17:00の3時間）について、利用者都合により開始時間が遅れた（例：15:00から利用開始）場合、当初個別支援計画に位置付けていた延長支援（例：17:00～18:00）はどのように取り扱うか。

# 1 令和6年度報酬改定の概要と運営上の留意点～延長支援加算～

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関する Q & A VOL.3 より抜粋

- A ○ 基本報酬については、利用者都合により計画に定めた提供時間より実際に支援に要した時間が短くなった場合には、計画に定めた提供時間で算定することとしている。
- そのため、問1の場合には、基本報酬については計画に定めた提供時間で算定することが可能であるとともに、延長支援についても、個別支援計画において定められている時間を基準として、実際に支援に要した時間に基づき算定することが可能である。

Q2 支援開始前に延長支援を行うことを個別支援計画に位置付けていたが、当該延長支援の途中で利用者都合により帰宅した場合（例：9:00～11:00を延長支援時間、11:00～17:00を支援時間としていたが、10:45に体調不良で急遽帰宅した）、どのように報酬を算定するか。

- A ○ 延長支援加算は、基本報酬が算定される支援が行われたことを前提にその支援時間（5時間（放デイ平日は3時間））を超える延長支援時間を評価するものであるため、基本報酬を算定できない場合に延長支援加算のみを算定することはできない。
- 問2の場合においては、欠席時対応加算の算定を可能とするが、この場合においても、障害児又はその家族等との連絡調整その他相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録すること。

# 1 令和6年度報酬改定の概要と運営上の留意点～延長支援加算～

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関する Q & A VOL.3 より抜粋

Q3 営業時間外においても延長支援加算が算定できるのか（例：9時～16時が営業時間であるが、8時から9時の1時間延長支援を行った場合に、1時間分の延長支援加算が算定できるのか）。

A ○ 貴見のとおり。

Q4 支援時間の前後1時間ずつ延長支援を実施した場合には、実際に支援に要した時間を合計して2時間以上（123単位）の区分で算定するのか、それとも前1時間（92単位）・後1時間（92単位）の両区分をいずれも算定するのか。

A ○ 延長支援の算定にあたっては、個別支援計画において1時間以上の延長支援を設定（支援時間の前後に延長支援を行う場合には、前後いずれも1時間以上で設定）し、必要な体制を設けることとしているが、実際に加算する単位の区分については、実際に要した支援時間を基本としている。

そのため、実際に支援に要した時間を合計した2時間以上（123単位）の区分で算定する。

なお、支援時間の前後に延長支援を行う場合において、利用者の都合により、前後の延長支援のうち片方（ないし両方）の延長支援が1時間に満たない場合であっても、実際に支援に要した時間を合計して30分以上の延長支援が行われていれば、合計時間が該当する区分での算定が可能である。

#### ※参考例

- ・パターン1 前：50分、後：20分・・・算定可
- ・パターン2 前：20分、後：15分・・・算定可
- ・パターン3 前：10分、後：15分・・・算定不可

# 1 令和6年度報酬改定の概要と運営上の留意点～児童指導員等加配加算～

児童指導員加配加算 【対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス】

## 【改定後】

※重症心身障害児以外の単位を例示。

※児童発達支援センターの単位は異なるが、区分は同じ。

※「経験」は児童福祉事業に従事した経験をいう。

常勤専従・経験5年以上 75～187単位/日

常勤専従・経験5年未満 59～152単位/日

常勤換算・経験5年以上 49～123単位/日

常勤換算・経験5年未満 43～107単位/日

その他の従業者を配置 36～90単位/日

児童福祉事業での経験は「実務経験証明書」により判断しますので、変更届の提出の際、「常勤・専従・5年以上」または「常勤加算・5年以上」の区分で算定をする場合は、必ず加配対象の方の実務経験証明書も添付してください。実務経験証明書の添付がない場合、5年以上の区分での算定はできません。

実務経験証明書には、**従事した業務内容**、従事した年数、従事した日数を明記してもらう必要があります。

**※ 従事した期間は5年かつ900日（1年間に180日の従事が必要）を満たしたものを。**

## 児童指導員等加配加算 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

「常勤・専従」となっている加配対象者の管理者との兼務不可について

児童指導員等加配加算において、「常勤・専従・経験5年以上」または「常勤・専従・経験5年未満」を算定する場合、加配対象者は「管理者」との兼務ができません。児童指導員等加配加算は、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる全ての職種を配置した上で、当該員数に加えて児童指導員等を（常勤換算で）1以上加配した場合に算定できるため、「管理者」と「加配対象者」が別の方である必要があります。

【多機能型事業所において同一従業者が複数事業を兼務する場合の本加算の「専従」要件の取扱い】

	児童発達支援	放課後等 デイサービス	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等訪問	障害福祉 サービス
児童発達支援		○	×	×	×
放課後等 デイサービス	○		×	×	×
居宅訪問型 児童発達支援	×	×		×	×
保育所等訪問	×	×	×		×
障害福祉 サービス	×	×	×	×	

本加算は、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる全ての職種を配置した上で、当該員数に加えて児童指導員等を1以上加配した場合に算定するものであり、管理者と児童指導員を兼務している者については、本加算が求める「専従」を満たさない。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関する Q & A VOL.1より抜粋

Q 加配される職員について、「サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする」とされているが、サービス提供時間帯を通じて事業所に配置することを求める現行の児童指導員等加配加算の取扱いを変更するものではないと考えて良いか。

A

○児童指導員等加配加算により加配される職員については、現行と同様、サービス時間帯を通じて事業所に配置することが必要である。

○また、同加算については、常時見守りが必要な障害児への支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るという趣旨に鑑み、加配された職員が、サービス提供時間帯を通じて直接支援や家族支援に一切あたらない（例えば事務作業等のみを行っている）状況は想定されていないところ、その旨を明確化したものである。

Q 児童指導員等加配加算について、加配職員の配置について、常勤により配置する場合に、当該職員が病気で欠勤する場合や有休休暇を取得する場合であっても、配置の要件を満たすという理解でよいか。

A

○お見込みのとおり。○なお、欠勤等が1月以上続く場合には、配置要件を満たさなくなるものとする。

## 専門的支援体制加算 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

加配の区分の見直しについて 加配の区分が見直され、専門的な人材の配置に加え、加配対象者の経験が評価されるようになりました。「経験」は、加配対象者が、その職種として児童福祉事業に従事した経験のことを言います。

### 【改定後】

※重症心身障害児以外の単位を例示。 ※児童発達支援センターの単位は異なるが、区分は同じ。

理学療法士等（保育士及び児童指導員を除く。）、保育士として※5年以上児童福祉事業に従事した者、児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者を配置

4.9～1.23単位/日

※児童福祉事業での経験は「実務経験証明書」により判断しますので、変更届の提出の際、必ず加配対象の方の実務経験証明書も添付してください。実務経験証明書の添付がない場合、算定はできません。実務経験証明書には、従事した業務内容、従事した年数、従事した日数を明記してもらう必要があります。  
※従事した期間は5年かつ900日（1年間に180日の従事が必要）を満たしたものの。

児童指導員等加配・専門的支援体制加算対象者の退職等により、勤務実績が常勤換算で1以上とならない場合、要件を満たさないため算定不可となります。事業所ごとの勤務状況により判断するため、一律の回答はできませんが、変更届出の提出が必要な場合もあるため、ご相談ください。

【算定上の注意】

- (1) 理学療法士等を配置（常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可。）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための「専門的支援実施計画」（別紙参考書式あり）を作成し、計画に基づき支援を行ってください。
- (2) 専門的支援実施計画の作成、見直しにあたっては、利用児童と保護者に対して説明し、保護者から同意を得てください。
- (3) 専門的支援は理学療法士等による個別での実施が基本ですが、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団（2つまで）の組み合わせによる実施も可能です。
- (4) 専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はありませんが、30分以上を確保してください。
- (5) 利用児童ごとに実施日時、その内容の要点を記録してください。
- (6) 必要に応じて計画の見直しを行ってください。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関する Q & A VOL.3 より抜粋

Q 専門的支援実施加算等の加算の算定に当たって、配置すべき従業者に常勤換算による配置が求められていない場合において、外部から派遣された者によりこれらの加算の算定に要する所定の支援を行った場合であっても、これらの加算を算定できるか。

A

専門的支援実施加算等（※）の加算の算定に当たって配置すべき従業者とは、事業者と雇用契約を締結して事業所に配置されているもの等を指し、例えば他の法人等から専門職員による訪問を受けるなど、外部から派遣された者により当該加算の算定に要する所定の支援を行った場合には、当該加算を算定できない。

（※）専門的支援実施加算、人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）（児童発達支援）、人工内耳装用児支援加算（放課後等デイサービス）、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算、個別サポート加算（Ⅰ）（放課後等デイサービス）、強度行動障害児支援加算、共生型サービス医療的ケア児支援加

## 個別サポート加算Ⅲ 【放課後等デイサービス】

【改定後・新設】 70単位/日

継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う個別サポート加算（Ⅲ）が新設されました。放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある児童について、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら放課後等デイサービスを行った場合に算定できます。[こども家庭庁からの「個別サポート加算（Ⅲ）の創設と取扱いについて（令和6年4月22日）」を参照してください。](#)

【対象となる児童】「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く）」で、保護者の同意を得た上で、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童です。欠席日数による要件はありません。市で支給決定は行いませんので、受給者証への印字はありません。学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で対象となる児童であるか判断してください。

### 【算定上の注意】

- （1）学校と日常的な連携を図り、個別支援計画に位置付けて支援を行ってください。[個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成してください。](#)
- （2）学校との情報共有（対面又はオンライン）は、[月に1回以上行い、その要点を記録し、記録を学校に共有してください。](#)
- （3）[家族への相談援助を月に1回以上行い、実施日時、内容を記録してください。](#)
- （4）当該（2）（3）による連携については、関係機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）、家族支援加算（Ⅰ）は算定できません。
- （5）学校との情報共有では、児童の不登校の状態について確認を行い、児童や家族等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行ってください。その結果、加算の算定をやめる場合でも、その後の支援においては、学校との連携に努めてください。

以上の要件から、松本市では本加算算定に当たっては、以下の書類の提出をお願いしています。

- ① 学校と作成した個別支援計画（新規分、変更・更新の都度）
- ② 学校と情報共有、連携を行った際の会議録等（算定をする月毎）
- ③ 家族への相談援助記録（算定をする月毎）

## 2 人員基準上の留意点

### 人員基準の概要

児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1人以上は常勤</li><li>・ 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上<ul style="list-style-type: none"><li>①障害児の数が10人まで 2人以上</li><li>②10人を超えるもの2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</li></ul></li><li>・ 機能訓練担当職員、看護職員の数を含めることができる</li><li>・ 機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合は、半数以上は児童指導員又は保育士</li></ul>
児童発達支援管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合はほかの職務との兼務可）

※看護職員については、医療的ケアを行う場合であっても、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ医療的ケアを行わせる場合等、一定の場合には配置しないことができる。

※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準は別に定められており、次の①～⑤につき各々1人以上配置することとされている。

①嘱託医 ②看護職員 ③児童指導員又は保育士 ④機能訓練担当職員 ⑤児童発達支援管理責任者

# 用語の定義

## 【常勤】

各事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。

## 【常勤換算方法】

事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法という。この場合、勤務延べ時間数は当該事業所の事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

## 【専ら従事する、専ら提供に当たる、専従】

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいう。

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間をいう。
- 常勤・非常勤の別を問わない。

# 常勤の例外

## 仕事と育児・介護との両立

- ①「常勤」の計算にあたり、職員が、男女雇用機会均等法による母性健康管理 措置又は、育児・介護休業法による育児・介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、**利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合には、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことが可能。**
- ②「常勤換算」の計算にあたり、職員が、母性健康管理措置又は育児・介護休業法による育児・介護のための所定労働時間の短縮等の措置を受けている場合には、週30時間以上の勤務で常勤換算上も1.0人と扱うことが可能。
- ③人員基準や報酬算定において「常勤」要件が定められている職種にある職員が、労働基準法による産前産後休業、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置、育児・介護休業法による育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得した場合に、**当該職種において求められる資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことが可能。**

例) 児童発達支援管理責任者が労働基準法による産前産後休業により一定期間の休業を取得した場合、当該休業の期間中において、児童発達支援管理責任者 資格を有する非常勤職員2名を、合計常勤換算1.0人となるように配置した場合、児童発達支援管理責任者の配置基準を満たしているものとみなす。

## 営業日6日以上の事業所における基準人員の考え方（他自治体〔大阪府〕の参考例）

～児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係る

Q&A について～

厚生労働省通知（通知発出日：令和5年3月3日）

### Q&A 問1【抜粋】

営業日が週7日の事業所の場合、常勤の職員については、労働基準法等の関係法令に基づき、週休2日とする必要等があり、法令上置けない日や、有休休暇等の取得により事業所に置くことができない日が生じる。指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター以外で、主として重症心身障害児を通わせる事業所以外）において、常勤の児童指導員又は保育士が休暇を取得する日は、当該休暇を取得する常勤職員とは別に、常勤の児童指導員又は保育士を置く必要があるのか。

### Q&A 問1（答）【抜粋】

指定通所基準では、児童指導員又は保育士のうち1人以上は常勤職員であることとしているが、常勤職員がサービス提供時間帯（※）を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていない。一方、児童指導員又は保育士は、児童発達支援の提供時間帯（※）を通じて2名以上置く必要がある。

よって、労働基準法等との関係で、常勤の職員が休暇を取得する場合は、当該休暇を取得する職員以外の児童指導員又は保育士を配置して、サービス提供時間帯（※）を通じて2名以上配置する必要があるが、当該2名以上の職員が常勤職員である必要までではない。

（※）＝基本、営業時間帯とします

## 基準人員の配置の考え方

～平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A ～

厚生労働省通知（通知発出日：平成 27 年 3 月 31 日）

（開所時間減算①）

Q【抜粋】 開所時間減算の対象となる「6 時間」はどのように判断するのか。

A【抜粋】 運営規程に定める営業時間が 6 時間未満の場合に減算の対象となる。**運営規程に定める営業時間とは、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎のみを行っている時間は含まれないものであり、営業時間が 6 時間以上であれば、結果としてすべての児童の利用時間が 6 時間未満であっても減算の対象とはならない。**

なお、**「児童を受け入れる体制」とは、原則として受入可能な児童の数に応じた人員配置基準を満たすことをいうものである**が、サービス提供時間を確保するために合理的な方法によって行う送迎の際に、直接処遇職員が添乗することにより、当該時間帯の前後に勤務していない直接処遇職員を新たに配置しない限り、人員配置基準を満たさないものの、少なくとも直接処遇職員が 1 人以上は事業所に配置されている場合は、「児童を受け入れる体制」として差し支えない。

安全・適正なサービス提供のため、基本的には営業時間からの基準人員の配置が望ましいが、事業所ごとにサービス提供形態、事情が異なるため、個別に相談に応じていきます。

## 常勤基準人員の週休日・有給休暇日の考え方

《例》

営業時間6時間×週6日の営業日で、週36時間が常勤換算1.0となる事業所で、**常勤の児童指導員（基準1人目配置者）**が勤務予定日の1日分を有給休暇日とした。当該日に、常勤者の代わりに、非常勤職員が6時間分配置（児童指導員又は保育士）され、当該有給休暇日は、非常勤職員のみで人員基準である「営業時間6時間×2名」を満たすこととなった。

《例》

営業時間8時間×週6日の営業日で、週40時間が常勤換算1.0となる事業所であって、**常勤の保育士（基準1人目配置者）**の勤務時間が8時間×5日の週40時間の場合は、毎週1日分、不在の日（週休日）が発生する。当該週休日は、非常勤職員のみで人員基準を満たすこととなった。

※上記の常勤職員・非常勤職員はいずれも、児童指導員又は保育士（人員基準上の職員）を指します。

※非常勤職員に週休日や有給休暇日がある場合も、上記と同様に取扱います。

参考：  
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係る Q&A について  
（厚生労働省通知（通知発出日：令和5年3月3日））

大阪府HP

## 児童指導員等加配職員の休暇日の算定

～障害児通所支援における児童指導員等加配加算の要件に関する Q&A～

厚生労働省通知（通知発出日：令和5年3月30日）

### Q【抜粋】

児童指導員等加配加算の対象となる加配職員（理学療法士・児童指導員等）を常勤で雇用したとき、当該常勤職員が休暇を取得する場合、休暇を取得した日は加配職員が不在のため、児童指導員等加配加算を算定できないと解するのか。

### A【抜粋】

児童指導員等加配加算は児童指導員等を常勤・常勤換算で1人以上配置したときに算定できる。常勤職員の場合、有給休暇等を取得するときは欠如としては扱わない（常勤換算として計上できる）ので、1週間を通じて常勤換算で1人以上の配置がされているなら、1週間の各日の請求において児童指導員等加配加算を算定することは可能である。

なお、暦月で一ヶ月を超えるような休暇となる場合はこの取扱いは認められない点に留意すること。

※児童指導員加配加算の算定にあたっては、児童発達支援管理責任者の欠如がないこと、基準人員を満たしていることが前提となります。

### 3 その他、運営上の留意点

#### 定員の遵守について

☞ 児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準～基準省令～

(定員の遵守) 第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

☞ 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて～抜粋～

厚生労働省通知（通知発出日：令和4年2月28日）

#### 【要件について】

##### (1) 基本原則

事業所は、指定基準（※）において利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「通所支援」という。）の提供を行ってはならないこととしている。利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

(2) やむを得ない事情がある場合の取扱い 定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）がある場合は、この限りではない。事業所においては、やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。 やむを得ない事情がある場合の考え方は、以下のQ & Aも参照するものとする

## 👉 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.4 (令和3年5月7日)

Q 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

A いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

**アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。**  
**イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。**

上記Q & Aの「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」かどうかは、1月における利用児童数（やむを得ない事情がある障害児の数は除く）の合計人数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えるかどうかで判断するものとする。

Q & Aにおける**「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」**は、**この取扱いの対象とはならない点に留意されたい**（欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する）。

いずれの場合も、必要な基準人員を確保した上で、安全かつ適正にサービスが提供される必要がある。定員超過は、基準人員等を新たに配置する必要性がある点で、人員基準を満たさない状況が発生する可能性があるため、望ましい運営ではない。

## 4 報酬請求上の留意点

### 利用者負担上限額管理について

#### (1) 一般2の上限額管理省略

利用者負担上限額管理事業所の設定について・・・、  
一般1（4,600円）、一般2（37,200円）の世帯を対象としていきましたが、一般2（37,200円）の世帯に関しては、管理が省略できるため、きょうだい利用があるケースを除いては、管理設定を行わないこととします。

→ 昨年の集団指導で周知以降、サービス更新の機会に随時変更させていただいています。  
引き続きよろしく申し上げます。

#### (2) 上限額管理事業所登録・変更の届出

**上限額管理事業所に新規登録、変更がある場合は、こども福祉課へ届出を行ってください。**

**届け出に記載のある変更日から適用します。**

※届出様式は、松本市ホームページにあります。

## 各種変更届出について

事前届出が必要な加算を算定する場合、または、算定していた加算の要件を満たさなくなった場合は、こども福祉課へ届出を行ってください。

	届出の時期	適用日
加算等を算定する場合 (単位数が増える場合)	毎月15日以前	翌月初日から
	毎月16日以降	翌々月初日から
加算等が算定されなくなる場合	速やかに	事実が発生した日から

届出に必要な様式及び添付書類等は、松本市ホームページに掲載しています。R6年度報酬改定にかかわる加算等の変更についても添付書類を確認ください。

[トップページ](#) → [健康・福祉](#) → [障がい者](#) → [基本情報](#) → [指定申請等](#)

資料に掲載している通知、QAの内容は、一部抜粋の内容となっております。以下の項目とあわせて、こども家庭庁HP／厚生労働省HPを参照ください。

児童発達支援ガイドライン等の改訂等について  
児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表の手引きについて  
自己評価の流れについて  
個別支援計画の取扱いについて

こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>